《市税口座振替に関するお願い》

口座振替依頼書到達期限

市民税･都民税・森林環境税		固定資産税･都市計画税（償却資産含む）		国民健康保険税		軽自動車税
開始日	市役所到着日	開始日	市役所到着日	開始日	市役所到着日	
1期	5月18日まで	1期	4月17日まで	1期	6月16日まで	4月17日まで到着分（本年度から開始）
2期	7月17日まで	2期	6月16日まで	2期	7月17日まで	
3期	9月18日まで	3期	11月10日まで	3期	8月18日まで	
4期	12月18日まで	4期	1月15日まで	4期	9月18日まで	4月18日以降到着分（翌年度から開始）
				5期	10月16日まで	
				6期	11月10日まで	
				7期	12月18日まで	
				8期	1月15日まで	

＊到着日（必着）を過ぎての申込みや記入不備等があった場合は希望される納期限に間に合いませんのでご連絡いたします。間に合わない分は納付書で納めてください。

＊年度当初納税通知書が届いてからのお申込みでは、第１期の口座振替依頼書到着期限には間に合いません。上表の希望税目ごとの期限をご確認の上、余裕をもってお申込みください。

＊口座振替のお申込みは、各納期限の45日前までに申込みが必要となります。

＊振替日は各納期限となります。

＊お申込みの税目で納税義務者の変更があった場合、また、固定資産税の共有者が変更となる場合や、共有持分割合が変更になった場合は、再度お申込み手続きが必要となります。

＊残高不足等で振替できなかった場合には、後日納付書をお送りしますのでそちらで納めてください（再振替はできません。）。

＊お申込みの税目で市税還付が発生した際は、口座名義人と納税義務者が同一の場合、お申込みの口座に振り込ませていただくことがあります。